

共同教化についての考察（上）

共同教化の源泉

市野智行

一 はじめに

近年、現代の仏教が論じられる場合、およそ二つの視点を背景に有していると考えられる。一つには寺院・仏教の状況を危機的且つ悲観的に論じるものである。もう一つは、その危機的状況からの脱却を目指し新たな可能性や取り組みを実践している寺院や僧侶の活動を報告するものである⁽¹⁾。

少子高齢化、過疎化、核家族化、宗教意識の低下など、その要因は多岐にわたるが、仏教もしくは寺院に対する現代の認識は、

「寺離れ」や「墓じまい」が進み、「寺院消滅」の可能性が見込まれている現状に、寺院は置かれている⁽²⁾という評価によても知ることができるだろう。また、各宗派もそれぞれの教義に応じた中での、仏教・寺院回復への方策を講じている。筆者が所属する真宗大谷派においても例外ではない。

そこで本論では今後真宗大谷派の教化施策の中心の一つとなる「共同教化」について取り上げたい。なぜ「共同教化」なのか。まずは、その理由に触れておきたい。

真宗大谷派では二〇一三年に宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要（以下慶讃法要）が行われる。既に、慶讃法要にむけて実施されている様々な取り組みが、大谷派の機関誌『真宗』や教学研究所が年二回刊行している『教化研究』の紙面上で報告されている。

その宗門の施策の一つに、二〇一七年五月に設置された「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要基本計画に関する委員会」（以下委員会）がある。この委員会には、

宗門人一人ひとりが首肯する法要の basic 理念、同朋の会及び子ども会が結集する法要のあり方、宗祖親鸞聖人の教えにたずねていく場を創造するための教化施策など、法要の基本計画の作成⁽³⁾

という慶讃法要の基本的な枠組みが「教化施策」と「法要のあり方」という二つの視点より求められている⁽⁴⁾。そのこともあり、委員会は「教学・教化に関する小委員」と「法要・記念事業に関する小委員会」の二つの小委員会から組織されている。

そして、計十回の会議を重ねた各小委員会の答申が二〇一八年三月に提出されている。教学・教化に関する小委員会では、今後議論すべき四つの課題が報告されている。以下列記すると、（一）青少幼年教化、（二）教師養成、（三）共同教化、（四）その他の施策、の四項目である。今、各項目の詳細な内容については触れないが、それぞれに具体的な企画案まで提示されており、単に課題を廻上に乗せるだけでなく一步踏み込んだ議論がなされていたこ

とがわかる⁽⁵⁾。そして、「共同教化」もここに中心課題の一つとして名を連ねている。

また、小委員会の報告によるところ、共同という言葉が「寺と寺」・「門徒と寺族」という範疇から捉えられていることが分かる。そしてその関係性の中での、共学・共創の在り方が追求されている。

つまり、共同教化とは、平たく言えば、「寺院の今後について寺院同士、もしくは寺族と門徒がもっと話し合い、学びあい、且つ聞法の場を共有すること」であると言えよう。

そして筆者は特に「寺と寺」の関係が、組を基盤としながら、今後より重要なになってくると考えている。
そこで、共同教化について論ずるとき、以下の二点に留意すべきと思われる。

(1) 共同教化という言葉が宗門の歴史の中でどのように使用されてきたのか。

(2) 現代の住職もしくは寺族は、共同教化についてどういった認識を持っているのか。

本論では特に(1)の課題について扱いたい。(2)について筆者は一〇一九年九月に所属教区である名古屋教区の教化委員会の助けを得て、「共同教化についての意識調査」アンケートを行った。その結果の報告や分析については、稿を改めたい。

二 共同と教化

共同教化について「共同」と「教化」のそれぞれについて、その意味するところを確認しておきたい。

「共同」とは、「二人以上の者が力を合わせること」⁽⁶⁾や「二人以上の者がいっしょに事を行うこと」⁽⁷⁾であり、複数の協同において物事を進めていくことを意味する。

「教化」については、やや慎重な考察が求められる。というのも「教化」は「きょうか」と「きょうけ」と二通りに読み分けられているのである。ただ、「きょうか」も「きょうけ」も基本的には諸仏如来の教化を意味している。たとえば、浄土三部経での用例を尋ねてみると、『仏説觀無量寿經』・『仏説阿弥陀經』では使用されていないが、『仏説無量壽經』（以下『大經』）には教化の用例が四回確認できる。⁽⁸⁾その中の一つに次の文がある。

錠光如來、世に出向して無量の衆生を教化し度脱してみな道を得せしめ(9)

この一文は『大經』正宗分冒頭の五十三仏の仏名を列記する中に説かれている。釈尊は阿難に対し法藏菩薩の發願の外縁を語っていく。その劈頭に上記の如く錠光如來の出世本懷が衆生教化のためであったことが説示されている。『大經』で四度依用される「教化」には二つの共通点がある。一つには全て「きょうけ」と読む点である。二つには、教化の主体は仏・菩薩であり、被教化者には衆生や群生が説かれている点である。つまり『大經』には衆生が衆生を教化するという用法ではなく、実はこの立場は親鸞においても一貫していると言える。紙幅の関係上、踏み込んだ考察はできないが、親鸞の「自信教人信」に対する引用方法は、その顯著な例の一つであろう。また『歎異抄』『第六章』の「親鸞は弟子一人ももたず」⁽¹⁰⁾という一節や、八十六歳の時に書かれたと言われる消息の中では、「ききならいて候う」⁽¹¹⁾と、どこまでも「習（なら）う」ことに立脚する親鸞の姿を読み取ることができる。いずれにしても、親鸞の教化に対する理解とは、たとえば一乗真が、

親鸞において「教化」とは、親鸞自身が如来の教化を受けるというのが基本的立場である⁽¹³⁾といふべるところにその立場を見ることができる。

では、なぜ「きょうか」と「きょうけ」とを読み分けるのだろうか。『宗憲』では「教化」について、本派の教化は、宗祖親鸞聖人によって開顯された教法を明らかにし、自信教人信の実をあげることを本旨とする⁽¹⁴⁾

と自信教人信の実践を掲げている。また、寺院を預かる住職・教会主管者について、

住職及び教会主管者は、門徒の教化と僧侶及び寺族の指導に当たり、寺院及び教会の興隆發展に努めなければならぬ⁽¹⁵⁾

と「門徒の教化」をその任務として明示する。この『宗憲』における「教化」は「きょうか」と読むわけであるが、この用例から鑑みると「きょうか」と読むとき、そこには教化に関する人的営みを含んでいると考えられる。

この点について池田勇諦は既に、

「きょうか」と漢音で読んだ場合は、どちらかというと今日の教育学の概念に重なるようですから、それは人間が人間に働きかける人間形成のみちゆきを意味するのに対し、「きょうけ」と呉音で読んだ場合は、衆生利益をさす「化物」（『尊号真像銘文』、聖典五二六頁）の意味で、「化生」の化でもありますから、それは仏が人間に働きかける人間形成、人間成就のみちゆきを表わしています。⁽¹⁶⁾

と指摘している。ただし、その「きょうか」は単に人間が人間に働きかけることを意味するのではなく、

真宗教化は、不斷に真宗「きょうけ」を精神とする真宗の教育的実践というべきであろうか。⁽¹⁷⁾

と如来の教化を根本としている。その意味から「きょうか」といえども、それは「教える教化」ではなく、「学ぶ教化」である。⁽¹⁸⁾つまり、単に人が人に何かを教えるということではなく、ともに教化せられていく場の創造にこそ、僧侶として担うべき実践が「きょうか」という言葉によって課題化されるのである。そしてそこに「共同」の語が付されることとは、まさに共に学ぶ場の創造が期待されているのであろう。

ただし、「学ぶ教化」という言葉から窺い知れるように、教化とはそもそも単独でなく、共同教化として成り立つていて。にもかかわらず敢えて「共同」と付け加えなければならぬところに、僧伽としてあるべきはず寺院・宗門が危機的状況にあることをものがたっているとも言える。

次に「教化」という言葉が宗門の中でどういった背景をもって使用されてきたのか、その変遷についても触れておきたい。たとえば『宗憲』の中では、それまでの布教条例にかわって、昭和四一年に教化条例が公布されている。布教条例と教化条例の具体的な内容については次節以降に詳しく述じるが、ここでは「布教」から「教化」への転換を通して二つのことを確認したい。一つは「布教」の語が明治以降、教導職育成を目的とした大教院体制下において使用されていたという点である。たとえば大教院設置の認可が下りた翌年（明治六年）の『配紙』には、

昨年始て教育部省を置せられ神官僧侶をして布教せしめさせらるるに付輦下に大教院を設けたるは生徒を教育し教義を研精し法基を堅固にせん為の学場なるを今はとなく説教場の如く成り行き更に学院の体裁に似ず尤神官僧侶布教に付て和合し……⁽¹⁹⁾

とある。この一節は明治六年十二月号の冒頭の一文であり、大教院実動の一年が総括されている。いまその具体的な内容については触れないが、ここに「布教」の語が登場する。管見の限りではあるが、当時の『配紙』には、伝道を意味するような「教化」の使用例はなく、専ら「布教」が用いられている。そしてその布教の語が教化へと転換していくということは、現在私たちが使用している「教化」の語も、同容の意味（三条教則を広め国民を教化善導する）を含んでいると言える。この点は「共同教化」をテーマに論を進めていく上でも確認しておく必要があるうと思われる。これが一つ目の確認点である。

そして、その上で「布教」から「教化」に、その言葉がどう転換していったのか、これが二つ目の確認点である。しかしながら、本論ではその転換がどういった内実を有していたのか、その背景に深く立ち入ることはできなかつた。ただ、布教条例から教化条例への変更については次のようなことが考えられるのではないかと思う。

本論末尾に添付した比較表からも分かるように、昭和二三年に発布された布教条例には「教化」という文言は出でていない。しかし、この布教条例は翌年（昭和二三年）に一部改正され、「教化」の語が用いられている。

第四條の二 教化に関する必要な事項を調査研究し、布教に従事する有為な人材を養成するために、教化研究院を置く⁽²⁾

教育の重要な項目に関する調査研究と人材育成のために新たに教化研究院が設置されることが加えられている。実はこの昭和二三年は翌年にを迎える蓮如上人四五〇回御遠忌にむけて、教化活動の振興強化が重要施策の一つとしてあがっていた⁽²⁾。そういった機運が「教化」の語には反映されていると言えよう。

また、教化条例制定の意図として「教團の布教教化の基本法」ともいうべきものを明確にして、教化体制の拡充整備を図る意図⁽²²⁾があつたことが示されている。

以上のように「教化」の語は「布教」に比べ、儀式の執行や新たな場の創造といったより広範囲且つ実践的な意味が込められていると言える。ただし、昭和二三年の布教条例改正以前にも「教化」の語は既に多くの場面で使用されており、宗門の歴史の中で、その転換が具体的にどのような背景をもっていたのかについては、より精微な考察が必要であろう。

三 共同教化の源泉

現行の『宗憲』には「共同教化」という文言はないが、『法規總覽』に拠ると、『宗憲』に基づく諸章程や条例には三カ所に確認できる。

闡法の道場たる別院及び寺院・教会並びに寺院・教会の共同教化の現場たる組及びこれらの教化の主体的活動を支援する教区⁽²³⁾

(組は)念佛者を育む同朋会運動のさらなる展開のための共同教化の単位として、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない⁽²⁴⁾

僧侶、寺族及び門徒は、つねに連携を密にし、共同教化の機能を發揮するようつとめなければならない⁽²⁵⁾

これらの条例をみると、「共同」が「組」を単位とし、寺族と門徒の連携という関係性において使われていることが分かる。まさに「寺と寺」・「門徒と寺族」である。寺院レベルで言えば、共同の範囲は、極めて身近なところにあると言える。

共同教化をキーワードに近代以降の宗門の歴史を『宗憲』や各章程・条例から振り返る時、二つの時期に目が留まる。一つが昭和四一年の教化条例公布である。詳細は後に述べるが第十四条において「共同教化」の文言が記されている。⁽²⁶⁾先述のように、この教化条例は、それ以前の布教条例に変わるものとして公布されている。そして遡つて「布教」を中心に諸条例に目を通すと、明治三二年に布教の興隆を図るために設置された教務委員の職制を定める章程のなかに「共同布教」の文言を見ることが出来る。管見の限り、これが明治以降、共同教化に類する文言としては最も古い。

そこで、この「共同布教」（明治三二年）と「共同教化」（昭和四一年）が、どういった背景や願いを持ち、条例の中で規定されていったのか、次節より考察していきたい。

三一 共同布教（明治三二年）

まず共同布教がどういった文脈の中で使用されているのかを確認しておきたい。そもそも教務委員とは、各組の公選に基づきに一人以上置かれ、その任務は、

教務委員は国役と協議し組内に於ける布教の実を擧るを任とす其状況及意見は勉めて具申すべし⁽²⁷⁾

と教法宣布の基盤を組に求め、組内の布教の現状を把握し様々な方策を積極的に講じていく役割を担っている。そして、八つの項目を立てその具体的な中身について定めているが、その一つに、

各寺住職僧侶単独の布教又は共同布教の得失隆替に関する事項⁽²⁸⁾

ある。「単独」に対して「共同」という言葉が使われていることからも、複数寺院・僧侶における活動という意味が読み取れる。

この明治三二年以前の組制や布教に関わる章程を見通しても、組内に布教の専門的役割を担う機関を設置している前例はない。ただ、明治一〇年九月に総別会議略例が出され、組内で教務について合議し、それが現在の教区へ持ち上がるような仕組みは既に作られていた。しかし、布教教化に特化したものではないようである。⁽²⁹⁾

教務委員の設置とは、地域性を同じくする組（末寺の共同）を基盤とし、布教の充実を図るという意味では、画期的であったと言えよう。こういった共同精神は、やはり当時の宗門改革運動の流れの中で出来上がったものとみて良いであろう。柏原祐泉は近代以降の宗門の大きな転換点を次のように述べている。

明治二十八年以降の数年間は、わが大谷派教団上の画期的な時期であり、宗政上でも大きな飛躍を遂げる。⁽³⁰⁾

明治二八年は二大事業である「債務償却」（明治二七年四月）や「両堂再建」の落成・還座式（明治二八年四月）の達成という大きな節目の年である。その二大事業の影で、

ハード面で軽視され、ソフト面では無視に近い扱いを受けている教学、一派の盛衰を分かつともいうべき教学の衰頬は明らかであった。これが負債償却と両堂再建に突進した本山のもう一つの問題状況である。⁽³¹⁾

といわれるよう、布教・教学面においての宗門の動きは決して積極的なものではなかつた。むしろ軽視・無視されていたのである。⁽³²⁾ その中には、二大事業の完遂後にあたる明治二八年の大きな飛躍とは、少なくとも布教・教学の分野にもおいても、その跡を見ることが出来るだらう。そこで、布教や教学の推進に注目しつつ、明治三一年の教務委員設置までの宗門の動きを追つてみたい。

明治二八年五月に寺務所職制を改正し、更に九月、宗門は寺務に大きく手を加える。この九月の改正は同年七月に提出された「寺務改革に関する建言書」（以下「建言書」）に応じたものである。この「建言書」は、清沢満之や南條文雄ら一二名の署名のもと、当時の執事渥美契縁へ提出された。その冒頭部分には、

満事に先ち予め一宗教学の根底を鞏固にするを以て最大急務と存候⁽³³⁾

と教学の基盤をより確かなものとすべきことが提言されている。そして学事については中学並びに大学の教育の充実について述べ、教務に関しては、

教務に在りては教区の制を確立して其統屬する所を明にし本末貫通して布教の実務を全くし⁽³⁴⁾

とある。布教の実務向上のため教区制（本山と末寺との連携）の必要性が示される。そして、この教区制は下意上達という末寺での布教の充実をはかるためのものである。⁽³⁵⁾ なぜならば、「建言書」では寺務改正の具体策として、適材適所と権力分散（各部署に責任と自覚を与える）を訴えており、当然それは本末関係においても同じである。また、本提言による寺務改革によつて、

教学の根底を固くし以て門末の意向を定め数年を出ずして一派の体制を挽回し得べき儀と存候⁽³⁶⁾

と述べていることからも窺える。つまり末寺の隆盛なくして教法の流布はなく、そのためにも教学の根底を末寺から固めていく必要があったのである。いずれにせよ、この時期に布教・教学面において下意上達を基盤とした立て直しが図られようとしていたのである。

そして翌明治二九年には白河党が結成され『教界時言』の発行など、革新運動は高まりをみせていく。⁽³⁸⁾ この運動の理念は「一派從來の非教学的精神を転じて教学的精神と為」することにある。⁽³⁹⁾ そして改革の具体的な方針が『教界時言』第三号に「改革の要領」として、十項目から打ち立てられている。その十項目とは、（一）宗制寺法の改正（二）末寺会議の開設（三）上局組織の改正（四）財務部の改正（五）地方部の廃止（六）臨時教学資金局の閉鎖（七）地方事務出張所及取所の変更（八）布教上の設計（九）勸学上の設計（十）人材登庸に関する規定、である。⁽⁴⁰⁾ 布教・教学面については（八）布教上の設計にその改革内容を見る事ができる。また全体を通しての注目は（二）末寺会議の開設であろう。というのも、この十項目はそのほとんどが、改正や廃止、または変更と設計といった文言を用いている。即ち、既存の政策に対する是非を問うものであり、この要領の中では、（二）末寺会議のみが、旧来の議制局の刷新ではあるものの、新たな試みをもった「開設」なのである。加えて、末寺会議だけは『教界時言』の中でも別立てで紙面を割いており、他と比較しても注目度が高かったことが窺える。

よって、ここでは十項目のうち「布教上の設計」と「末寺会議」の二つに焦点を絞りたい。「布教上の設計」では、旧来の布教に関する制度が名ばかりで、全く有益な機能を有していないことを、まず辛辣に指摘する。その上で、制度の抜本的な見直しとして、新たな布教体制を図示しているものの、それ以上についての記載はない。ただ、

明治三〇年八月に発行された『教界時言』第十号には、「布教の方針」と題して、より深度ある言及が記載されている。以下、幾つかの要文を抜き出すと、

現在社会勢力の中心たる中流士民の布教を以て刻下の最大急務なりと信ずるなり⁽⁴¹⁾

外国布教に先ちて内地布教に力を尽し、以て其根底を固うせんと欲する者なり⁽⁴²⁾

大谷派今日の急務は外国布教よりは寧ろ内地布教に在り、貴族布教よりは寧ろ中流士民の布教に在り、而して

青年布教女子布教は特に其重要視すべき所たり⁽⁴³⁾

といった方針を窺い知れる。布教の対象が国内の一般家庭、就中、若年層に向けられている事が分かる。即ち、海外へむけた教線の拡張ではなく、足下の布教をこそ急務としているのである。そして、その布教を担う布教者の育成については、何よりも「先ず精神的教育の振興を図り精神的革新の遂行を始めざる」と述べ、教学に基づく養成が願われている。

では「末寺会議」は何を目的とした機関を目指していたのだろうか。これは、前年に創設された議制局に代かわるものとしての位置づけであった⁽⁴⁵⁾。要領によると、宗門行政による施政監視等の任務を負うことの出来る、独立した立法機関として末寺会議の開設が願われていたようである。監視体制の整備によって、宗門側（当路者）の専横強権的な宗務運営（特に強制的勧財）の抑制が図られると考えられていたのである。

その具体的な要項が（一）位置（二）権限（三）人員（四）選挙の方法、の四点より説明されているが、条例案のようなもので、末寺会議設置の要件を示しているに過ぎない。末寺会議設置の願いという面については、次の一

文に、その意向を看取できる。

此の如く我議制局は不完全にして、立法的任務を尽すに足らず、彼の總會議は其主義危險にして、之を我大谷派に採用す可らず、（中略）曰く両者の短を捨てて其長を取り、一派の歴史的特質を破らずして此需要を充たるに在り、余輩が「革新の要領」に掲ぐる所の末寺會議は、聊か此意見を以て其方案を尽せるものに外ならず⁴⁶宗門からの独立性の無い議制局、選挙競争が危惧される總會議、そのどちらとも違う所に末寺會議の設置を見据えているのである。特に總會議については、「和合の本領を失うは深く悲しむべきものにして」とあり、末寺會議があくまでも僧伽としての在り方を模索していることが分かる。そして、両者の短所を捨て長所を取るという点を鑑みるに、末寺會議設置の願いとは本末一体となつた僧伽としての教團（門末を基盤とする宗門行政の確立）と言えるのではないだろうか。

では、「建言書」や「改革の要領」での提言は、宗門内でどのように反映・実施されたのだろうか。明治三〇年二月には、再度寺務所職制が改定され、教学諮詢会が設置された。この教学諮詢会は、会員六〇名（特選五〇名、全国正副組長の互選一〇名）からなり、教学の重要事項につき諮詢し、意見を開申することを目的とする。会員六〇名のうち、正副組長が一〇名と少ないとは言え、教学に関する事項について門末からの意見を汲み上げることができる機関となつてゐる。⁴⁸また、四月には議制局組織の拡張が行われた。旧来の賛衆は特選のみの二〇名であったが、特選三〇名、全国正副組長の互選三〇名の計六〇名と大幅な増員となつてゐる。⁴⁹そして、十月には寺務統一という名目のもと、全国（台灣を含む）を二十五教区に分け、三十三教務所を配置する教区制が制定された。⁵⁰

また布教・教学面でいえば、明治三〇年六月に「布教拡張の為め特に伝道使を置き」と新たに伝道使を設置する。
この伝道使は明治三一年一月に特派布教使へと改変されている。⁽⁵¹⁾ 明治三一年一月には教導取締規則が制定される。
ここでいう教導とは「公衆に対し教義を口演するを謂う」⁽⁵²⁾ とあり、広く一般の説教者に対して、教導の本意を失すことのないようにとの取り締まりである。布教に対する底上げと監視の意味を読み取ることが出来るだろう。同年四月には、蓮如上人四〇〇回御遠忌に向けて、教学調査会を設置する。この調査会は広く門末から教学に関する意見を汲み取るというようなシステムではないが、十五人以内と定められている委員には布教使も含まれている。⁽⁵³⁾
そして明治三一年二月には寺務所職制の改定が行われるが、その際、開教事務局に代わって、新たに布教局が設置される。⁽⁵⁴⁾ 布教の専門局であり、「共同布教」の文言が章程の中に記されている教務委員は、この布教局に隸属している。

そして教務委員設置後も、明治三二年十二月に布教取締条例が先の教導取締規則に代わって定められ、翌三三年十月には、寺務所職制章程が石川舞台のもとで発布され、布教局から教学部へと改正されていく。更には議制局の互選賛衆も正副組長からでなく、一般末寺の住職からの選挙へと改正された。

以上、やや煩雑ではあるが、教務委員設置の前後における宗門の動向を、布教・教学面と本山と末寺の関係性（組織改編）を中心に概観した。以下、その要点を記したい。

布教・教学について

- ・布教の実務向上のため、その基盤となる教学の徹底が急務となる。

- ・伝道使、布教使の設置に伴う取締規則の制定や改正、また布教局や教学部の設置など、布教・教学面の充実を図ろうとする。

- ・同時に末寺を布教の基盤とする施策も行われていく。
組織改編について

- ・上局組織改正の必要性が訴えられる。

- ・明治二八年から三三年に限っても、幾度の宗制・寺務改革が行われている。

- ・議制局や末寺会議という宗門行政の監視機関の設置や、教区制等の施行など、下意上達を基盤とする組織改編が目指された。

明治二八年以降を「画期的な時期」と見るとき、その内実には、教学を基盤とした宗務体制、布教体制の整備が急務の課題であるとの危機感があったと言えるだろう。⁽⁵⁶⁾ あえて「共同」という言葉を当時の状況から定義するならば、下意上達という内実を持ち、「共同」という語に、宗門が持つ封建的な体質が問われた時代であったと言えるのではないだろうか。そしてその革新運動が時代を経て、一つの形となつて結実したのが、同朋会運動であったとも言えよう。

三一二 共同教化（昭和四一年）

次に「共同教化」について、その淵源を尋ねてみたい。宗制上の初出は、昭和四一年に公布された教化条例であ

る。まず、その文言について確認すると、

教化にたずさわる者は、つねに提携を密にし、共同教化の機能を發揮するようにつとめなければならない⁽⁵⁾

とある。「つねに提携を密にし、共同教化の機能を發揮するようにつとめなければならない」の一節は、現行の「教化基本条例」第五条にも、「提携」を「連携」としているものの、ほぼそのまま用いられている。
では、この昭和四一年の教化条例における「共同教化」には、一体どのような意味があるのか、二つの視点より考えたい。一つには、この教化条例はそれまでの布教条例に代わるものとして公布されている。よって、布教条例と教化条例を比較することによって、教化条例の特徴をみていきたい。二つには、昭和四一年当時の宗門の動向から、「共同」の語に托された意味を尋ねたい。

まず、布教条例と教化条例の比較であるが、本論末尾に比較表を添付した。両者を比較した際の最も大きな違いは、真宗同朋会や本廟奉仕に関する項目が、また布教使に代わって教導が設置されている点にある。即ち、教化条例が昭和三七年に始まる真宗同朋会運動を推進する意味を担っていることが分かる。たとえば、布教条例には「同朋」という文言は一度も登場しない。しかし、教化条例には七回も登場する⁽⁵⁾。それだけを比較しても、同朋会運動の影響が見て取れるだろう。即ち、同朋社会の形成が何よりも教化条例の柱となっているのである。

また教化条例公布にあたっては、その願いと意味を尋ねるため、「時代相応の教化体制へ前進」というテーマのもと座談会が開かれている。またその座談会を受けて、教育部が教化条例公布についてその概説を行っている。ともに『真宗』の紙面上にて報告されているので、要点を拾い上げておきたい。

座談会⁽⁵⁹⁾では、教化条例の公布が、

同朋会運動推進ということを中心として、教化活動を展開していくことと、そういうねらいをもつていているわけで
す⁽⁶⁰⁾。

との言葉から始まる。同朋会運動を旗印としながら、今後の教化体制の課題点や改正点が、新条例に則りつつ、且つ参加者の所属教区での具体事例を交えながら展開していく。その中で大きく議論の論点となっているのが、「(一) 教導職について」「(二) 地方における教化体制の充実」「(三) 僧俗一体の教化活動」の三点にあると思われる。(一)については、教化条例以前の「布教使」と「教導」の関係性が議論されている。主に教導の任期や等級についてである。(二)は参加者の一人である安原晃の所属教区(三条教区)での取り組みから、その問題点として教区と組の連携について語っている。主には従前から教区に設置されていた教化委員会や教学委員会の構成メンバーに各組からもっと委員を出すべきではないかというものである。構成メンバーの減少や偏りは、組と教区の連携が取れず、組の意向をくみ上げることも、教区の意向を組へ伝達することも、実現しにくいというのである。それに対し「共同」に関する注目すべき発言がある。

組でも教学委員会のようなものをもつてですね、その中でいわゆる住職以外の方、寺族、坊守とか仏青の人たち、将来は推進員としてやっていただけるような人にも参加してもらって、はこんでいけばと思うのですが。⁽⁶¹⁾組として教学委員会等を持つということは、組内の寺院同士の共同を意味し、そこへ一寺院が寺族門徒の枠を超えて、参画していくことは、寺族と門徒の共同を意味する。そして、(三)では、

教化条例の大きな意義は、教化のつとめといふことの中に、住職寺族門徒が一体となつて参加するといふ意味がみいだされてきたことだと思うんです。⁽⁶²⁾

と締めくくられていく。座談会の中では条例の「共同教化」の文言についての直接的な解説や議論はないが、全体として、僧侶中心の教化から、同朋教化、共同教化への移行を見据えていることが分かる。⁽⁶³⁾

また、同年『真宗』十一月号には教化条例施行に対して、教育部による運用概説が、十月に施行された教化条例施行条規に依拠しながら記載されている。特に本廟奉仕、教化の方策、地方教化の振興、教導について項目を立てて言及している。その中で「共同教化」に関連性を持つのが、地方教化の振興である。地方教化の振興とは、教線拡大という使命を担いつつ、具体的には、

教区及び組の教化活動を充実することのほかにありません。⁽⁶⁴⁾

とあるように、教区や組を基盤とした教化活動が中心であることが分かる。特に地方の一寺院ではなく、組単位での取り組みに最も期待が寄せられていたようである。

教区全体としての事業という方向と共に、組と結んで組の動きをほりおこしていくよなこと⁽⁶⁵⁾

教化条例に新しく任命されるところの同朋の会教導も、このように組を中心とした教化活動に身を動かしていただくところにつとめがあるので⁽⁶⁶⁾

といつた提言にも、共同教化への意識を読み取ることができるだろう。そして、組の取り組みの一環として宗門が注力する施策が本廟奉仕である。そのことは教化条例やその施行条規からも明らかであろう。⁽⁶⁷⁾ いずれにしても、教

化条例には同朋会運動の推進という大きな使命があり、地方教化の振興、就中、組や地域を中心とした末寺の活性化を願うものであった。

では、次に昭和四一年の宗門の動向から、共同教化について考えていきたい。まず教化施策を中心に、年表を通して概観したい。

昭和四一年

五月 同朋会指導研修会 ①講義「現代社会における真宗の教化活動」（高木宏夫）

六月 第八十回定期宗議会

②宗務総長演説（教化研修計画発表）

教化条例案通過

七月 教化条例公布

九月 教化条例施行条規發布

教導任命規程發布

輔導使任命条規發布

十月 座談会「時代相応の教化体制へ前進」（『真宗』十月号）

十一月 教育部 教化条例の施行をめぐって（『真宗』十一月号）

昭和四一年は、同朋会運動の五年目にあたり、第一次五ヵ年計画の検証と、第二次五ヵ年計画へ向けての布石と

なる年である。したがって、同朋会運動に関する様々な取り組みが行われている。教化条例の発布も、その一つであろう。本論では、五月に行われた①同朋会指導研修会と、六月の第八十回定期宗議会における②宗務総長演説に着目したい。

研修会では、宗教社会学者で東洋大学教授高木宏夫が招聘され講義を行っている。その講演録が『真宗』の六月号と九月号の二回に分けて報告されている。高木は実際に大垣教区や高田教区などで、信仰調査を実施しており、より末寺の現場に近い視点から、同朋会運動の問題点を指摘している。その内容は宗門にとつてはかなり辛辣であるが、当時抱えていた宗門の現状が浮き彫りとなっている。以下、その要点を取り上げながら「共同教化」への言及について論じていきたい。

『真宗』では高木の講義録を「現代社会における真宗の教化活動」（六月号）と「現代社会に於ける真宗教団と組織」（九月号）に分類している。六月号では当時の「家」の在り方を押さえたうえで、（一）自己の法に対する姿勢（二）教化技術上の問題、の二点を教化の一本柱としている。つまり、僧侶（住職）が教えにどう対峙しているのか、その上で現代の問い（大衆の苦惱）に応えているのか、ここを問い合わせているのである。その中で高木が講演の中が幾度となく「具体性」という言葉を用いていることに注意したい。この「具体性」とは、僧侶が大衆⁽⁶⁸⁾と教えを共有できる素地のことを意味する。たとえば、

つまり、具体性というのは大衆の苦惱を媒介として、人間と人間のふれあいのなかで具体性をもちうるということです。そういう意味では、なんといって一対一を原則とした教化が望ましいということになります

人間の生活はそれぞれ人によって全部違いますから、具体的でなければならぬ。（中略）その意味で布教は一対一の勝負になります。⁽⁷⁾

知識や教養を振りかざすのではなく、目の前の一人を知ろうとすることから教化は始まるということである。人を生み出すということはどこまでも一対一ではあるが、その一対一の状況に専念できるような組織や環境が必要となる。そしてここで高木は、そのサポート体制こそが教区や組の存在であると指摘する。⁽⁸⁾ 組を基盤とした末寺の相互扶助という教化体制によって、一つの寺院に一人の念佛者（同朋会運動で言うところの推進員）が誕生する。その一人を生み出すこと、それによって、更に末寺は活性化するという。

以上の様に、同朋会運動を通した当時の真宗教化の本来性を、住職の布教伝道に対する覚悟を大前提として上で、寺院間の相互扶助と推進員の養成の二点から押さえていく。そして、講演の後半（九月号）では、その組織面についてより掘り下げていくのであるが、興味深いのは、組や地域の必要性に言及した上で、その組織体制の改善を指摘するのではなく、一住職の意識改革へと論が展開している点である。繰り返しになるが、寺院間扶助（組や地域）と推進員養成（僧侶と大衆）の二点に同朋会運動の同朋精神、もしくは共同精神を見るとき、その双方に関わりを持つのが住職（僧侶）である。だからこそ、組織論を語る冒頭に高木は、

とにかく組織で一番大事なのは目的で、教団という組織では信仰が目的になり、それがすべての基本となつています。⁽⁹⁾

と信仰を中心として組織を見ていく。その中で、「一人の僧侶の一挙手一投足は、個人の行動としてではなく、親

鸞教学につながるものとして大衆は見つめているからです」や「住職も一刻を惜しんで大衆と共にあおう（ママ）とするときにはじめて活動が定着します」⁷⁴と述べ、住職の活動こそが組織の体質改善のベースとなることを指摘している。

まず、この点を明確にした上で、次に組織の重要性について論じていくのである。特に、真宗教団の本山、教務所、組、末寺の組織図の中で、「組」の重要性に多く言及している。たとえば、

組織がバックアップして、地域内を守りながら、地域を越える活動を開拓すべきでしょう。共同教化という一種の分業的組織活動を、寺から組によびかけ、そのなかで対策を考え、そこで生まれた問題を教務所に問い合わせる⁷⁵

や、

信仰者立場に立って、地方は地方、都会は都会と考えて、機能分業でともかく宗教活動をすることが必要だし、具体的には「組」という組織であるのですから、組内の単位寺間でそれぞれの寺の特殊条件に応じたそこから同朋意識が出てくるはずです⁷⁶

といつた内容からも環境を同じくする「組」の連携が欠かせないことが分かる。高木はここで「共同教化」を分業的組織活動と押さえているが、その最も具体的な単位が「組」なのである。その具体的任務は先に述べたとおりである。

この講演の中で高木は、共同について終始一貫して、「組」と「推進員」の重要性を論じている。つまり、寺院

間の共同は「組」を中心とし、一力寺一力寺における教化のキー・パーソンとして「推進員」の存在に着目しているのである。そして、その両者の架け橋となる住職について、「真剣に求めている人にぶつかって、まずこの人を育てていくことが大事です⁽⁷⁷⁾」と述べ、推進員を生み出すための住職の役割が指摘されている。

本講演の中でも「共同教化」について、かなり具体的な形での提言を見て取れる。そこで、「共同」もこれまでの考察と同じく、一つには寺院間での共同を意味し、二つには僧侶と門徒（大衆）での共同を意味している。その上で高木は、同朋会運動のシンボリックな存在として推進員に注目し、「セミプロ⁽⁷⁸⁾」と呼称しているが、寺院と大衆を繋ぐ媒介者として、真宗教化における大切な役割を担うものとして見ていく。

四 特別伝道と推進員

昭和四一年の宗議会の宗務総長演説（教化研修計画発表）を手掛かりに、同朋会運動における「特別伝道」（以下特伝）と「推進員」の重要性について確認しておきたい。

この総長演説では、その冒頭に「この内局に課せられた使命は一に同朋会運動の強力な推進にあることは申すまでもありません⁽⁷⁹⁾」と述べ、同朋会運動の推進による「本願共同体の実現⁽⁸⁰⁾」を目指している。さらに総長演説の中で訓覇は、

すなわち本願を共同に生きる共同体の実現以外にありえません。言いかえればこのことは、僧伽の実現であり、

これこそ現代人の課題であり深い願いなのであります。⁽⁸¹⁾

と本願に依拠した「共同」一体であることにおいてのみ、教團近代化の道があることを示唆している。そういうた背景を持ちながら教化研修計画（以下教化計画）も発表されたと言える。教化条例に基づいた教化計画は、もちろん昭和三七年の同朋会運動の総合研修計画（以下総合計画）を前提として、教区指定奉仕団、特伝、推進員教習を中心とした方針である。とりわけ特伝については新たな取り組みが目指されている。そこで、総合計画と比較しつつ、教化計画の特徴について確認していきたい。

総合計画では、特伝の目的を「一カ寺毎に同朋の会の育成を推進します」⁽⁸²⁾と掲げ、同一組や地域において、年度内に二回の実施を二ヵ年、さらに一年の準備期間を設け三年間のカリキュラムとしている。後に柘植闡英が「特別伝道（略して特伝という）は中央から寺に出かけて行く行事である」と解説するように、地域を基盤とした取り組みである。注目すべきは、総合計画の中で「組の活動」について、

組が共同教化の機能を發揮し、その土地の実情に即した健実な運動を展開することによって果す役割はいよいよ大であると言はねばなりません。（中略）同朋会の推進は組を中心とした教学活動と組内寺院の盛り上の熱意によってなされるものであります。⁽⁸³⁾

と組が共同教化の単位として期待されている点である。その意味で、特伝は共同教化の実践と言えるだろう。そして、教化計画ではより具体的且つ分かりやすい形で特伝の目標が掲げられている。三年という期間はそのままに、各年の目標を（一）同朋会の趣旨の徹底（二）信心の徹底（三）実践を通して同朋の確認、と明確に定めている。

共同教化に注目して各年が掲げる指標を見るとき、第一年度に目が留まる。

一、聞法会の開設と充実

二、同朋の会の結成と届出

三、育成員共同学習の実践

四、共同教化の促進

五、特伝参加者の実践

イ、奉仕団、推進員教習等への参加

ロ、同朋新聞の活用と会員志の納入

ハ、聞法会への参加呼びかけ⁽⁸⁸⁾

傍線部は全年度に共通する取り組みであり、波線部はこの第一年度のみの指標である。育成員とは「住職・教会主管者をもつて充て、同朋の会及び会員の育成に当たるものとする」とあり、直接には住職を意味する。つまり、育成員の共同学習とは、住職間を結ぶ学びの場である。また教化計画の中で育成員については別に「育成員特伝」が定められ、過去四年間の反省に立って四つの項目から課題が明示されている。その第一番目に「組内各寺院間の連携の強化」とあり、寺院間連携が機能していなかった実状が窺える。既述した高木の指摘にも通じる部分があり、寺院間における共同が同朋会運動の反省の一つであったと言える。寺院間とはつまりは住職間の問題である。高木の言葉を借りれば「住職の活動が組織の体質を変えるキイだということ」であると言え、だからこそ「共同」する

ことにより、住職（寺族）への意識改革に大きな期待が持てるとも言えるのではないだろうか。

また、推進員教習への奨励も全年度で提示されている。推進員教習は総合計画の柱であり、教化計画においても重要施策として引き継がれている。推進員とは「推進員教習を終わった会員のうち教務所長が推薦した者について選考のうえ宗務総長が委嘱し、同朋会の趣旨の普及徹底に当たるもの」⁽³⁰⁾であり、寺院と大衆を繋ぐ媒介者としての願いを託された存在である。たとえば「一人の推進員が生まれることによって、その寺が聞法の道場として立派に息を吹きかえた例は枚挙にいとまがない」⁽³¹⁾と評されるほどである。特伝が寺院の活性化を目指す嘗みならば、推進員教習はまさに人の誕生をその願いとしている。また特伝とは、「推進員教習は、特伝によって見出された壮年を中心として、同朋会を推進する中核となる人を育成するために設けた教習」⁽³²⁾と言われており、視点を変えれば推進員発見の場として重要な研修であった。推進員教習の具体的な内容はここでは述べないが、共同という点から言えば、何よりも「門徒と寺族」の共同において欠くことのできない存在である。また、その任命に教務所長や宗務総長が携わっていることからも、教区や宗門の教化事業への参画にも期待が寄せられていると言えよう。実は昭和四年に発行されている『真宗』を通読し、教化条例や同朋会運動に関する記録を拾ってみても、「推進員」に関する記事は多くない。あるのは前期後期の日程に関する記載くらいで、同朋会運動の三本柱に一つに数えられながらも、教化計画では具体的な提言はない。しかし、これは推進員教習が軽視されているのではなく、むしろその成果が大きかったことによると思われる。⁽³³⁾つまり推進員教習への導線にこそ力点が置かれ、特伝や育成員特伝といった、寺院を基盤とする施策に力が注がれていったのであろう。⁽³⁴⁾

また、同時に後期教習修了者の次なる役割が既に、昭和四〇年には「推進員の任務の具体化」⁽⁹⁵⁾として模索されているし、昭和四一年の同朋会館増築に伴っては、「推進員後期教習修了者を今後どのように高めるか」⁽⁹⁶⁾が問題点として議論されている。このように第二次五ヵ年計画に向けては、推進員教習受講者の増加により、推進員修了者の今後の在り方が模索された時期であったことが窺える。

そして、共同教化の促進については、この第二年度のみである。これは、第二年度が実際に同朋の会の結成・届出に当たる年であることが一つの要因であろう。即ち、同朋の会そのものが共同教化の機能を持つということである。また「信心の徹底」ということから言えば、同朋の会とは相互に教化せられていく僧伽の願いに立つことが、信心を通して明らかになることを意味しているとも言えよう。まさに本願共同体としての僧伽であり、同朋の会である。

五 今後への展望

本論では明治三二年の「共同布教」と昭和四一年の「共同教化」の言葉を手掛かりに、共同教化という言葉が持つ背景やその願いについて考察を進めてきた。共同が意味する範疇は、両者ともに「寺と寺」・「門徒と寺族」にある。また、明治三二年の時代状況からは、下意上達を基盤とした組織改革や、教学をベースとした教化（足下の教化）の在り方が模索されていた。昭和四一年は、同朋会運動の推進を背景に、寺院間の連携と推進員による寺院の

活性化が指標となっていた。その理想的な在り方は、訓霸信雄が、

本願を共同に生きる共同体の実現⁽⁹⁷⁾

と述べた如く、「私」と共に本願を共同の場とする共同体の実現にこそ寺院の活性化の本質がある。このことは現代においても重要な確認点である⁽⁹⁸⁾。しかし、その理想の前には様々な現実がある。たとえば、下意上達あるいは末寺を基盤とする信心の再興を目指した同朋会運動そのものが上意下達を体質とする組織の中で行われているというジレンマ。教務委員が布教局に隸属したものであることや、教化条例に特定の教化を担う教導が設置されていることなど、同様の構造が看取できる。そして末寺の住職や教会主管者は、現実的にその矛盾の中で教化の実践に努めている⁽⁹⁹⁾。

また、教化条例の発布から半世紀以上経過した今日において、未だに共同教化の在り方が模索されている現状がある。筆者は本論冒頭において「『寺と寺』の関係が、組を基盤としながら、今後より重要になってくる」と述べたが、その「寺と寺」を切り結ぶ、いわば共同教化における原初的且つ根本的なところに問題を孕んでいるということである。つまりは、高木が「宗門と言えば、本願寺の建物と自分の手と二つ位しかないもののように思っている人も、少なくないでしょう」や「寺同士がはり合って、寺というお城をいかに守るかということだけに一生懸命になっているようにみえる寺は、少なくないようと思われます」と指摘する問題である⁽¹⁰⁰⁾。この点について、本論で考察してきた共同教化の歴史を批判的に検証し、改めて今日の教化学、就中、共同教化を議論していくなければならぬ。

幸いに筆者はアンケートを通して、名古屋教区の共同教化の現状、あるいは住職・教会主管者の共同教化に対する生の声を聞かせていただいている。その現状把握をもとに、そして本論における共同教化の歴史を踏まえつつ、次稿にて、現代における寺院活性化の具体相について論じていきたいと思う。

凡例

- 一、 敬称は省略した。
- 一、 原漢文のものは書き下し、可能な限り常用漢字に改めた。
- 一、 出典や経典名等は以下の通り略記した。
 - 『真宗大谷派宗憲』 → 『宗憲』
 - 『真宗大谷派法規総覽』 → 『法規総覽』
 - 『浄土真宗聖典全書』 → 『浄真全』
- 一、 本論文で使用する「教化」とは基本的に「きょうか」と読む。「きょうけ」と読む場合はルビを付した。

布教条例(昭和二年四月)		教化条例(昭和一四年七月)	
第一条	本派の布教は、口演、文書その他の方法によつてこれをおこなう。	第一条 (目的)	この条例は、本派の布教について定める。
第二条	法主が教義を宣説するのを親教と謂い、文書によるものを消息と称する。管長が教義を宣説するのを教示と謂い、文書によるものを教書と称する。法主が地方を巡回して布教するのを巡化と稱する。	第二条 (教化の本旨)	本派の教化は、宗祖聖人によって開闢された教法を明らかにし、その実践により同朋社会を形成することを本旨とする。
第三条	本派の布教を分けて、左の四つとする。 一、一般布教 寺院、教会その他においてこれを行う。 二、特派布教 特定の目的により布教使を派遣してこれを行う。 三、駐在布教 必要と認める地方に布教使を常置してこれを行う。 四、特殊布教 官署、学校、会社、工場、その他の各種団体に対し、布教使を派遣してこれを行う。	第三条 (教化の中心道場)	教化の中心道場は、崇敬の中心、弘教の本刹である本廟本山とする。
第四条	教師であつて、特に布教に従事させる者に、布教使を命ずる。布教使の任命及び待遇については、別にこれを定める。	第四条 (法主及び管長の行う教化)	法主が教義を宣説して行う教化を親教と称する。文書によるものを消息と称する。 2. 法主が地方を巡回して教化することを巡化と稱する。
第五条	各教区に布教団を設ける。布教団は、布教の計画及びその実動に当たる。布教団の規則は別にこれをお定める。	第五条	管長が教義を宣説して行う教化を教示と称する。文書によるものを教書と称する。 2. 管長が地方を巡回して教化することを巡教と稱する。
第六条	布教団相互の連絡を図るため、布教団を連合して、布教連盟とすることができる。	第六条 (法嗣の行う教化)	法嗣が教義を宣説して行う教化を直教と称する。地方を巡回して教化することを行化と称する。
第七条	懲戒条例によつて、輕微及び謹慎に処せられた者は、その懲戒期間中は、自坊外の布教をしてはならない。	第七条 (真宗同朋会)	本派は、淨土真宗の教法を現代社会にあらわし、共同教化的の実を擧げるため真宗同朋会を振興する。
第八条	教務所長は、管内に左の各号の一つに該当する者があるときは、その布教を停止し、情状により、宗務統長に具申して、その处分を請求することができる。 一、宗門の秩序を紊す言行をする者。 二、宗門の秩序を紊す言行をする者。 三、自讃毀他又は無稽の言説を弄して、教導の本旨を失う者。 四、教師の威信を失う言行のある者。	第八条 (本廟奉仕)	本廟に奉仕して聞法研修を行うことを本廟奉仕といふ。 2. 本派の僧侶・寺族及び門徒は、すべて本廟奉仕に参加するものとする。
第九条	この条例施行前の布教使、布教員の制度は、これを廢す。	第九条 (教化の種類及び方法)	教化は、寺院、教会、家庭、教育施設、福祉施設、矯正保護施設、医療施設及びその他において、対象及び環境に適応して行なつる。
第十条	この条例は、公布の日からこれを施行する。	第十条 (教学研究所)	教化の研究機関として教学研究所を置く。
		第十一条 (地方教化の振興機関)	教化の振興をはかるため、地方に必要な機関を設ける。
		第十二条 (開教)	広く海外に教法を宣布するために、開教を行なう。
		第十三条 (教導)	特任の任務により教化に従事させるもを教導といふ。 2. 教導の使命は、次の各号に掲げる者について行なう。 一 本山、紿会所、同朋会館、高倉会館、別院及び各種施設において教化に従事せるもの 二 教区に駐在して教化に従事させるもの 三 同朋の会の育成のため特に教化に従事せるもの 3 教導の任命、任期及びその他については、別に定める
		第十四条 (教化のつとめ)	僧侶・寺族及び門徒は、その家庭、職域及び地域社会において、つねに教法を聞信し同朋の自觉を深めて、おのずから教法の弘まるよう努めなければならない。 2. 教化にこすさわる者は、つねに提携を密にし、共同教化的の機能を發揮するように努めなければならない
		第十五条 (教化の取締)	教務所長及び開教監督は、管内に左の各号の一に該当する者があるときは、その教化活動を停止したり情状により宗務統長に具申して、その処分を請求することができる。 1. 教義について不正若しくは異様の勧説をする者 2. 本派の秩序を乱す言行をする者 3. 本派の威信を失う言行のある者

註

- (1) 現代における寺院や仏教の現状や役割、またはその活動に関する書籍は数多く出版されている。代表的なものとしていくつか紹介しておきたい。『ともに生きる仏教 お寺の社会活動最前線』(大谷栄一編著／ちくま新書／二〇一九年)、『無葬社会』(鶴飼秀徳／日経BP社／二〇一六年)、『寺院消滅』(鶴飼秀徳／日経BP社／二〇一五年)、『人口減少社会と寺院』(櫻井義秀・川又俊則編／法藏館／二〇一六年)、『寺よ、変われ』(高橋卓志／岩波新書／二〇〇九年)など
- (2) 『ともに生きる仏教 お寺の社会活動最前線』(大谷栄一編著／ちくま新書／二〇一九年) 一五頁
- (3) 『真宗』二〇一八年六月号 五五頁
- (4) 『宗憲』第二条に「本派は、宗祖親鸞聖人の立教開宗の精神に則り、教法を宣布し、儀式を執行し、その他教化に必要な事業を行い、もって同朋社会を実現することを目的とする」とあることから鑑みれば当然の二本柱であると言えよう。
- (5) 『真宗』二〇一八年六月号 六〇～六六頁
- (6) 『広辞苑』第六版
- (7) 『日本国語大辞典』四巻 四七四頁
- (8) 『淨真全』一 一二〇頁、三三頁、五六頁、六三頁
- (9) 『淨真全』一 一二〇頁
- (10) 親鸞は智顕の『集諸經礼儀儀』によりながら、原文に「大悲伝普化」とあるのを「大悲弘普化」と「伝」を「弘」に読み換えていた。つまり、教化の主体はあくまでも如来の大悲にあり、教えを聞いたものが教えを伝えるのではなく、如来のはたらきが弘く衆生を教化することをあらわす文として親鸞は「自信教人信」を理解していたと言えるだろう。
- (11) 『淨真全』二 一〇五七頁
- (12) 『末灯鈔』第五通『淨真全』二 七八六頁
- (13) 『親鸞の教化 和語聖教の世界』(文庫版)九頁 (東本願寺出版)
- (14) 『宗憲』第八十五条『法規総覽』二頁(二〇二〇年一月九日加除整理されたもの。以下同じ)
- (15) 『宗憲』第七十六条『法規総覽』一二頁 傍線筆者
- (16) 『教化研究』一五七 三四・三五頁

- (17) 池田勇諦『改悔文考察』 八頁
 (18) 『改悔文考察』三〇頁 (東本願寺出版)
- (19) 『配紙』明治六年十二月 『配紙』二】一四頁
- (20) 『真宗』昭和三年七月・八月 八頁
- (21) 水島見一『近・現代真宗教学史研究序説』 真宗大谷派における改革運動の軌跡』(法藏館) 四八六・四九〇頁参考
- (22) 『真宗』昭和四一年十月 五頁
- (23) 「教化推進の組織機構に関する基本条例 第一条」『法規総覽』 七六ノ九頁 傍線筆者
- (24) 「組制 第一条」『法規総覽』一三一頁 傍線筆者
- (25) 「教化基本条例 第五条」『法規総覽』二九一頁 傍線筆者
- (26) 管見の限り、明治以降に発布された条例等の中で、この昭和四一年の教化条例における「共同教化」がその初出である。
- (27) 「教務委員職制章程」第七条 『宗報』明治三年三月 『宗報』二】二五六頁
- (28) 「教務委員職制章程」第七条 『宗報』明治三年三月 『宗報』二】二五六頁
- (29) 『配紙』明治一〇年九月 『配紙』二】四一六・四一七頁
- (30) 『近代大谷派の教団――明治以降宗政史』 五一頁 (真本願寺出版部)
- (31) 森岡清美『真宗大谷派の革新運動――白川党・井上豊忠のライヒストリー』七〇頁 (吉川弘文館)
- (32) また森岡は、布教・教学への軽視について「形式的大事業」遂行中に、「精神的大事業」の志が息の根を止められていたのである」とも述べている。『同』七一页
- (33) この「建言書」が作成・提出されるまでの詳しい動向は、『真宗大谷派の革新運動――白川党・井上豊忠のライヒストリー』(二二六頁)一四〇頁)を参照。
- (34) 『教界時言』第一号 三六頁
- (35) 『教界時言』第一号 三六頁 傍線筆者
- (36) この点は九月の寺務改正にも顕著に表れている。九月の改正時に新たに「議制局」が設置され、諸法案を議定する場が設けられたのである。ここにも「建言書」の性格が表れていると言えよう。

(37) 『教界時言』第一号 三七頁

(38) 実際に一二月に渥美契縁は退陣し、且つ明治三〇年には大谷派寺務改革全国同盟会が結成されるに至った。

(39) 『教界時言』第一号 二頁

(40) 『教界時言』第三号 五〇一 一頁

(41) 『教界時言』第十号 三頁

(42) 『教界時言』第十号 三頁

(43) 『教界時言』第十号 六頁

(44) 『教界時言』第十号 七頁

(45) 議制局の欠点を具体的に（一）位置其当を得ざることと（二）権限の不完全なること（三）選挙法不完全にして且つ人員少

数に失すこと、の三点を挙げている。『教界時言』第三号 一二二頁・一三三頁

(46) 『教界時言』第三号 一四頁

(47) 『教界時言』第三号 一四頁

(48) 『本山事務報告』明治三〇年二月 『本山事務報告』五七三、五七六頁

(49) 『本山事務報告』明治三〇年四月 『本山事務報告』五九九、六〇一二頁

(50) 『常葉』明治三〇年十月 『常葉』一、三五・三六頁

(51) また、明治三三年に教区制が改正され、二十一教区となつた。

(52) 『本山事務報告』明治三〇年六月 『本山事務報告』六四三頁

(53) 『宗報』明治三一年一月 『宗報』一、一六四・一六五頁

特派布教使への改変の理由については、柏原祐泉が「このこと、政府の条約改正にからまる外人の内地難居問題、キリスト教伝播問題や、それに関係する宗教法案制定問題などで、仏教界があげて政治的に働きかけ、その先鋒に大谷派が立っていたからで、そのための教諭が必要だからであろう。」と記している。（『近代大谷派の教団－明治以降宗政史－』二三三頁）

『常葉』明治三一年一月 『常葉』一、一六三頁

(54) 「常葉」明治三二年四月 『常葉』〔二〕 四一七・四一八頁
(55) 『宗報』明治三一年二月 『宗報』〔一〕 二二三頁

(56) 特に柏原祐泉は清沢満之を中心とした改革運動を上意下達から下意上達へという視点を用いながら、宗門機構の推移を論及している。

(57) 教化条例 第十四条の二 『真宗』昭和四一年八月 三三一・三三三頁
(58) 第二条「同朋社会」、第七条「真宗同意会」「同朋教化」「真宗同朋会」、第十二条「同朋会館」「同朋の会」、第十四条「同信同朋の自覚」

(59) 『真宗』昭和四一年十月 四一八頁 参加者は八名で、浅野智研（西嚴寺住職）、奥村蒙（參務）、川尻紀（組織部長）、宗正元（出版部長）、武田章（西広寺住職）、柘植闡英（研修部長）、不破仁（教育部長）、安原晃（安淨寺住職）であった。

(60) 『真宗』昭和四一年十月 四頁

(61) 『真宗』昭和四一年十月 六頁

(62) 『真宗』昭和四一年十月 七頁

(63) ただ、一点気になることは、寺族門徒における共同教化について、「住職や坊守が呼びかけから運営から法話と、なんでもやらねばならん、そういうことだったのが、逐次、運営や呼びかけは中心になる在家人がやり、住職は法話や座談会の司会をして、また都合の悪いときには在家人がやっていける」（『真宗』昭和四一年十月 七頁）や、「このごろ奉仕団を見ても一団体の人数が減ってきてまして、将来中心になつてやつてもらえる人だけつれてくるというのが大変多くなつてきました」（『真宗』昭和四一年十月 七頁）という論調である。寺院運営上、寺族の手に余ることを、門徒（在家人）にもお願いする。また、寺院護持に積極的な人のみを選抜して、奉仕団等の諸研修に参加する、といった言説である。これは共同ではないし、同朋でもない。寺族や寺院に都合の良い人々を、共同や同朋という言葉を借りて、囲っているに過ぎない。

(64) 『真宗』昭和四一年十一月 四頁

(65) 『真宗』昭和四一年十一月 四頁

(66) 『真宗』昭和四一年十一月 四頁

(67) 同年十月に発布された教化条例施行条規には、更に本廟奉仕の奨励が強く打ち出されている。また、それに伴う教導職の職務内容についても九項目から詳細に規定されている。(『真宗』昭和四一年十月 一二一・一二三頁)

(68) 高木は講演の中で「教化」について、基本的に僧侶や寺院の説教区的な布教活動という意味で捉えている。その時、伝える者としての僧侶や住職に対し、伝えられる者として「大衆」と言葉を用いている。よって、ここでも「大衆」と記した。

(69) 〔『真宗』昭和四一年六月 八頁〕

(70) 〔『真宗』昭和四一年六月 一〇頁〕

(71) 高木は「こういう時こそ組の組織力が發揮されなければならない。Aの寺の住職がよそへ布教にでかけた時は、BがAの寺のめんどうを見るというようなことを組で決める。またBがでて行くときはAがBの寺のめんどうを見るというふうにする。これを同じ地域を一緒にやれば集団開教ができる。ただし、これには教団意識が前提となります」(『真宗』昭和四一年六月九頁)

〔『真宗』昭和四一年九月 四頁〕

〔『真宗』昭和四一年九月 八頁〕

〔『真宗』昭和四一年九月 一〇頁〕

傍線筆者

〔『真宗』昭和四一年九月 六頁〕

〔『真宗』昭和四一年九月 一〇頁 ここでの「この人」とは推進員のことを指している。〕

〔『真宗』昭和四一年九月 九頁〕

〔『真宗』昭和四一年九月 四頁〕

〔『真宗』昭和四一年七月 四頁〕

〔『真宗』昭和四一年七月 五頁〕

そのための同朋会運動であるという点に立脚し、この昭和四一年は第一次五ヵ年計画の検証を踏まえ、第二次五ヵ年計画への布石の一年として見定めている。具体的には特伝終了後のアフターケアの必要性や同朋会推進における同朋新聞の運

用等についてが、第二次計画への課題点としてあげられている。

〔真宗〕昭和三七年十二月 二八頁

〔真宗〕昭和五六八年月 三五頁 「同朋会運動の源流をたずねて（3）」

〔真宗〕昭和三七年十二月 三七・三八頁 傍線筆者

〔真宗〕昭和四一年七月 九頁 傍線・波線筆者

〔真宗同朋会条例施行規則「第五条」「真宗〕昭和二七年十一月 五四頁

（一）組内各寺院間の連携の強化（二）育成員共同学習の促進と実践（三）組及び各寺院の実状に基づいた特別伝道実施計画の検討（四）特別伝道を契機としての同朋会推進計画の確立、の四項目を立てている。〔真宗〕昭和四一年七月 一〇頁（二）は特伝の三カ年全て掲げられている項目であり、住職間の学習が機能していないかったことが明らかである。また（三）は、組という地域性という環境面は同じでも、寺院一力寺一力寺の実状は様々であることを物語っている。これらの問題は現代にも通じることで、改めて現代における共同教化を考えていく上で重要な視点であると思われる。

〔真宗〕昭和四一年九月 六頁

〔真宗同朋会条例施行規則「第五条」「真宗〕昭和三七年十一月 五四頁

〔真宗〕昭和五六八年月 三五頁 「同朋会運動の源流をたずねて（3）」

〔真宗〕昭和五六年八月 三五頁 「同朋会運動の源流をたずねて（3）」

昭和三八年以降の〔真宗〕紙面上における「推進員教習」に関する記事を拾つてみたい。〔昭和三八年〕「（後期教習）終了者は大師堂において帰敬式を受けておりますが、深い感銘と教團荷負の決意の程は感想文等により極めて顕著であります」（七月号・六頁）

〔昭和三九年〕「同朋会運動の中核体をなす推進員教習も、前期・後期をあわせて前年度の倍以上の受講者数をみるにいたった。」（七月号・一二頁）「もりあがった推進員教習」（十一月・十二月号・二〇頁）〔昭和四〇年〕「（推進員は）しかもこの数は年を追うて急激に増加しております」（三月号・四頁）〔昭和四年〕「後期教習を終了した人々が、つづいて研修をうけるため、後期教習終了者が奉仕団として上山されるケースが、出てまいりました」（一月号・三七頁）〔昭和四三年〕「推進員後期教習については、その受講者が激増し、今年度の目標数一、三〇〇名を突破して、一、六七〇名となつてあることは、推進員の役割を果すべき基盤が、漸次形成されつつあることの証明である

と思われる」（七月号・三頁）

(94) ちなみに現行の『法規総覽』では、推進員について「眞宗同朋会条例施行規則」第七条に「推進員は、同朋会の趣旨の徹底及びその推進に当たる」（『法規総覽』二九一ノ五頁）とある。

(95) 『眞宗』昭和四〇年四月 三頁

(96) 『眞宗』昭和四一年七月 三九頁

(97) 『眞宗』昭和四一年七月 五頁

(98) 本論で扱った明治三二年の「共同布教」と昭和四一年の「共同教化」は、清沢満之の教団改革運動と訓霸信雄の同朋会運動をその背景に持つ。そして、訓霸信雄の同朋会運動の源流が「眞人社」の結成などから、清沢満之の教団改革運動にあることは既に指摘されている。その歴史や系譜については今回取り上げなかつたが、水島見一著『近・現代眞宗教学史研究序説眞宗大谷派における改革運動の軌跡』に詳しいので参照されたい。

(99) この本山と末寺での温度差については、同朋会運動の中でも「教團論」を一つの中心として様々な点から議論されている。ここでは紙幅を割いての考察はできないが、『眞宗』の紙面上だけでも、教團についての座談会や、「教團とは」というテーマのもと曾我量深や金子大栄をはじめとする当時の教学者が寄稿している。

(100) 『眞宗』昭和四一年九月 五頁

(101) 『眞宗』昭和四一年九月 六頁

(102) たとえば昭和三九年十一・十二月の『眞宗』には、共同教化の問題点として「住職自身の問題があらわになつてゐる」とし、具体的には「とくに共同教化のできない教区で最悪なケースを挙げてみると、組のなかで一カ寺だけがすばらしい同朋会ができるが、それが逆に隣寺の強いねたみとなり、さらに組もまた特注なケースとして別の扱いにするという事態が生じている」と記している。（二二頁）